

高齢者を支えるまちづくりをめざして ～高齢者を虐待から守りましょう～

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者の虐待を、「家族などの養護者(介護者)による虐待」または「養介護施設従事者などによる虐待」と定義しています。

養護者は介護により心身ともに疲労し、追い詰められていることが少なくありません。虐待をしていることに気づいていても、さまざまな理由で自分で歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減する策をとること、また第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、部屋に閉じ込める
- ベッドに縛りつけ身体を拘束する
- 無理矢理食事を口に入れる など

経済的虐待

- 年金や現金の無断使用
- 生活費を渡さない、使わせない
- 家や土地などの無断売却 など

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけられているのに、意図的に無視する など

性的虐待

- わいせつな行為をしたり強要する
- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する など

介護や世話を放棄・放任

- 長期間にわたり入浴させない
- 十分な水や食事を与えない
- 部屋を掃除しない など

虐待は無意識に行われることも！

高齢者虐待に関する調査では、介護や世話をしている半数以上の人人が虐待の自覚がないという結果が出ています。気づかず不適切な対応になりやすい事例について、次のリストでチェックしてみましょう。

- 言うことを聞かないので、無視したり、逆にののしまる。
- 良いこと悪いことをわかってもらうために、たくなどしてしつけをしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めてる。
- 認知症や寝たきりで外聞が悪いので、外出させなかつたり、訪ねてくる人がいても会わせないようにしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておくことがある。

介護は一人で抱え込まない！

介護家族の会『笑顔のつどい』を毎月第3金曜日に人権教育啓発センターで開催しています。介護をする同じ立場の人同士、体験や悩みをうちあけ、思いを共有し、励まし合うつどいの場です。

相ひとりで悩まず
相談しましょ



まずはご相談ください

地域包括支援センター
(市役所北別館1階)

☎ 72-2111内線(455~457)
☎ 72-7551(直通)